

## 農用地区域からの除外申請等に必要な書類

1. 受付締切 4月, 6月, 12月の末日 (末日が閉庁日の場合はその翌日)
2. 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
3. 受付場所 常陸大宮市役所 農林振興課 農業畜産グループ ☎0295-52-1111 (代表) 内線202
4. 提出書類 次の書類を1部提出してください。サイズはA4版またはA3版でお願いします。

※様式は常陸大宮市ホームページ>ビジネス・産業>農地・農業>農業振興地域整備計画の変更からダウンロードできます。

書類名	備考	自己用住宅	農業用施設 農家住宅	無線基地局 携帯電話 店舗等・	資材置場 ・駐車場	既存施設 の拡張	太陽光発電 設備	編入
申請書	申請者＝事業計画者(農地転用許可申請者) 申請理由:当該土地を選定した理由・経緯を詳細に記入(欄が狭い場合は別紙に記入し添付)	○	○	○	○	○	○	○
全部事項証明書 (土地登記簿謄本)	除外予定地全筆	○	○	○	○	○	○	○
案内図(付近状況図)	住宅地区等を使用し申請地を赤で明記	○	○	○	○	○	○	○
公図	隣接地の公簿上の地目及び所有者を記入	○	○	○	○	○	○	○
連担図(1種農地のみ)	70m未満で6戸連担(大宮地区以外は3戸連担)	○	○		○			
地積測量図	一筆の一部を分筆予定で申請する場合(地番がまたがるときはそれぞれ求める)	○	○	○	○	○	○	
事業計画書 候補地検討書 (候補地検討図)	計画事業の内容(目的, 必要性, 緊急性, 除外面積の妥当性等) 候補地を2～3箇所選定し検討	○	○	○	○	○	○	理由書
利用計画図	建築物等の配置図(給水排水計画を明記) 平面図, 立面図, 間取図 太陽光パネル等の配置図, 立面図(引き込み電柱・給水排水計画を明記)	○	○	○	○	○	○	
申請地の写真	申請地を赤で明記(全景がわかるように)	○	○	○	○	○	○	○
隣地同意書等 (隣接状況図)	隣接地が農地(公簿上田畑) 同意書に所有者・耕作者が自筆で署名押印(認印可) 農地以外でも事業に際し一時使用する場合は使用承諾書を添付	○	○	○	○	○	○	
土地権利者同意書 (土地所有者・仮登記者・抵当権者等)	申請者と土地権利者が異なる場合	○	○	○	○	○	○	○
委任状	代理人が申請する場合	○	○	○	○	○	○	○
農家証明書	申請者		○					
住民票等	申請者が市外の場合(転入者等) ※法人の場合 全部事項証明書	○	○	○	○	○	○	
資格証明書等	免許証・資格証・登録証・営業許可書等の写し			○	○	○	○	
既存施設の配置図	施設の配置状況等を記入	○	○		○	○		
既存施設の現況写真	申請地を赤で明記(全景がわかるように)	○	○		○	○		
相続関係が確認できるもの(※相続手続き未了の場合のみ)	系図, 法定相続人を確認できる戸籍謄本・法定相続人全員の同意書(自書のうえ実印押印), 同意書に押印した実印の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○
事業の確実性が分かる書類・参考資料 (太陽光発電設備のみ)	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(設備認定)の写し・電力需給契約の写し・設備, 工事等の見積書 採算性が分かる書類・設備のパフレット等						○	
その他	始末書等	○	○		○	○		

※申請書の「4.事業計画に係る土地の所在地等(申請地)」の欄の登記面積, 転用しようとする面積の記載について一筆転用の場合は登記簿に記載されている地積を記入。

うち一部を分筆予定で除外申請するとき, 面積は小数点第2位まで記載し, 小数点第3位以下は切捨てて記載しますが, 実際に分筆のため測量したら, 除外許可の面積より多くなってしまったということが無いようご注意ください。その多くなった分については新たに除外申請する必要があり, 除外許可が出るまで農地転用許可に必要な「農振農用地でないことの証明」の交付はできません。

また除外許可が下りてから, 申請箇所の土地の形を変えて転用はできませんので, 申請の際は, 建物の構造, 配置計画, 給排水計画について充分検討し, 求積図を作成してください。

**【注意事項】**

- ① 土地条件等により除外できない場合もありますので、事業計画等を事前に十分に検討、相談の上お申込みください。
- ② 除外申請から、農地転用許可、開発許可、建築確認等のすべての手続きを終了するまで約1年以上かかることがあります。
- ③ 登記全部事項証明書等の各種証明書及び写真等は申請日以前3か月以内のものを使用してください。
- ④ 現地確認のため市の担当職員等が申請地や既存施設に立ち入り、写真撮影等を行いますので、あらかじめご了承ください。  
(隣地との境界も確認しますので、分かるようにしておいてください。)
- ⑤ 他法令についての確認（農地法・開発行為・道路法・埋蔵文化財・水利組合等）もそれぞれ協議をしてください。
- ⑥ 茨城県太陽光ガイドラインの設置に伴い、太陽光発電設備設置される場合は、事前に市民生活部生活環境課にて協議をしてください。
- ⑦ その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。詳細については、お問い合わせください。